第３０回串間市農業委員会定例総会

日　　時　令和７年１１月２８日（金曜日）　　開始　１５：３０　　終了　１７：００
会　　場　串間市役所３階大会議室
出席農業委員　１２名
　１番（会長）　原田　俊一　　６番　牧野　菜那　１９番　松田　富夫　（４番欠番）
　２番（会長代理）奥村　千扶子　１１番　安永　博行　２０番　島田　正弘
　３番　田中　達成　１３番　堀口　宗幸　２３番　上村　眞司
　５番　森　通弘　１４番　松本　壽利　２５番　廣見　安彦
欠席農業委員　１名　１２番　野邊　康徳
出席推進委員　１３名
　７番　谷口　昭　１５番　川崎　博樹　２１番　中嶋　悦雄　２７番　山口　浩幸
　８番　武田　秀俊　１６番　内田　浩輔　２２番　川﨑　正博
　９番　河野　良人　１７番　本川　理恵　２４番　石上　平八郎
　１０番　北原　裕紀　１８番　山口　広昭　２６番　川﨑　竜雅
欠席推進委員　０名
議事録署名委員　１１番　安永　博行　、　２３番　上村　眞司

議 事 日 程
第１　報　告　農業委員会事務局職員の異動について
第２　議案第１８０号　農地法第３条の規定による許可申請について
第３　議案第１８１号　農地法第５条の規定による許可申請について
第４　議案第１８２号　非農地証明願いについて
第５　議案第１８３号　農用地利用集積等促進計画の要請について（貸借権設定：新規分）
第６　議案第１８４号　串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について

出席事務局　５名　事務局長　山口　憲一　　次　長　黒葛原　俊
　調整係長　酒井　尋　　書　記　谷口　哲平　　書　記　酒瀬川　千浪

議長（１番）	ただいまから、第３０回農業委員会定例総会を開催いたします。 本日の出席委員は、「農業委員１２名、農地利用最適化推進委員１３名」でございます。 農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、農業委員の過半数の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。
議長（１番）	**議事録署名委員の指名** 本総会での議事録署名委員の指名をいたします。 議事録署名委員は、 １１番　安永　博行　委員 ２３番　上村　眞司　委員　にお願いします。
議長（１番）	**報告：農業委員会事務局職員の異動について** それでは議案審議に入ります前に、ただいまお配りしました農業委員会事務局の異動について、を事務局より報告させます。
事務局	（　資料に基づき報告　）
議長（１番）	報告は以上でございます。 暫時休憩します。
議長（１番）	**議案の取り下げ** 休憩前に引き続き会議を開きます。 審議に入ります前に送付議案書の取下げがありますので、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第１８３号の一部取下について報告いたします。農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定新規分、申請番号２番、５番、９番から１４番、２５番、２９番、４１番、４２番、６２番の１３件と先月

事務局	総会審議分の議案第１７９号、農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定再配分、申請番号１５番の１件の合計１４件について、農業振興課から１１月１９日に取下願いがあったため報告いたします。取下理由につきましては、受人死亡のため貸借契約が締結できなくなったものでございます。以上でございます。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 それでは議案審議に入ります。
議長（１番）	**議案第１８０号：農地法第３条の規定による許可申請について** 議案第１８０号、農地法第３条の規定による許可申請について、申請番号１番から８番の８件を議題といたしまして審議決定を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１８０号、農地法第３条の規定による許可申請、申請番号１番から８番の８件を説明いたします。まず、申請番号２番と３番につきましては、杉苗木の栽培を行うための申請です。農地法第２条第１項に「農地とは、耕作の目的に供される土地をいう」と規定されており、この耕作とは、土地に労働及び資本を投じ、肥培管理を行って作物を栽培することをいいます。今回の申請内容は、草刈り及び堆肥投入などの肥培管理を行う計画でありましたので申請を受理し、議案として提出したところでございます。したがいまして、事務局によります申請書類の審査において、今回の申請８件は、２ページにあります農地法第３条第２項第１号・第３号・第４号・第５号・第６号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議をよろしくお願いします。以上でございます。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 ただいまの説明に対しまして、７番委員より申請番号１番から４番の４件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。
７番委員	議案第１８０号、農地法第３条の規定による許可申請について、私の担当区域の申請番号１番から４番の所有権移転に関する４件を説明いたします。まず、１番については、渡人は市外在住で管理できないため受人と売買し、受人は申請地に水稲を作付けする計画です。受人世帯は毎年水稲とＷＣＳを作付けしており、本人と妻が２５０日の農業従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っ

７番委員	ていけると考えます。また、申請地の周辺は、水稲や飼料が作付されており、農薬の使用についても地域の防除基準を遵守するため問題ありません。次に２番と３番については、受人が同一者でありますので、一括して報告します。申請番号２番と３番の２件については、受人は申請地で杉の苗木を育苗し、自己所有地及び経営する木材会社へ供給するため申請されています。作付け方法としては、挿し苗とコンテナ苗で育苗し、施肥や除草などの肥培管理を行い、育苗期間は１年から２年程度かかるとのことでした。また、労働力については、本人が３００日、父と妻が１５０日の従事計画であり、機械保有・労働力・技術面についても問題なく効率的な育苗を行っていけると考えます。なお、申請地の周囲は山林原野化しており支障はないと思われます。次に４番につきましては、渡人は市外在住で管理できないため受人に申請地を譲り渡し、受人は飼料を作付けする計画です。受人世帯は畜産農家であり、毎年水稲と飼料を作付けしており、本人と子供が２５０日の農業従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は飼料が作付されており、農薬は使用しないため問題ありません。以上、申請番号１番から４番の所有権移転の４件を調査しましたが、農地法第３条第２項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
議長（１番）	次に５番について、１６番委員より説明をお願いします。
１６番委員	議案第１８０号、農地法第３条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号５番の所有権移転に関する１件でございます。５番につきましては、渡人は高齢で管理できないため受人に譲り渡し、受人は申請地に水稲を作付する計画です。受人世帯は、毎年水稲と甘藷を作付けしており、農業従事状況については、本人が１８０日、子が１５０日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は水稲、飼料が作付けしてありますが、農薬の使用についても地域の防除基準に従うため何も問題ありません。以上、申請番号５番の所有権移転の１件を調査しましたが、農地法第３条第２項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
議長（１番）	次に６番と７番の２件について、２１番委員より説明をお願いします。
２１番委員	議案第１８０号、農地法第３条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号６番と７番の所有

２１番委員	権移転に関する２件でございます。まず、６番につきましては、渡人が非農家で管理できないため受人に売り渡し、受人は申請地に飼料を作付する計画です。受人世帯は、毎年飼料と甘藷を作付けしており、農業従事状況については、本人と妻と子が１５０日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は飼料が作付けしてありますが、農薬は使用しないため何も問題ありません。次に７番につきましては、渡人は高齢で管理ができないため受人に売り渡し、受人は申請地に飼料を作付けする計画です。受人世帯は、毎年飼料の作付けとマンゴーの栽培をしており、農業従事状況については、本人と子と子の嫁が３００日、妻が１５０日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周囲は受人の農地で飼料が作付けされており、農薬の使用はしないため問題ありません。以上、申請番号６番と７番の所有権移転の２件を調査しましたが、農地法第３条第２項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
議長（１番）	次に８番について、２６番委員より説明をお願いします。
２６番委員	議案第１８０号、農地法第３条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号８番の所有権移転に関する１件でございます。８番につきましては、渡人は市外在住で管理できないため受人に売り渡し、受人は申請地にレモンを栽培する計画です。受人は、毎年飼料の作付けとレモンの栽培をしており、農業従事状況については、本人３００日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周囲は受人の農地でレモンが栽培されており、農薬の使用は地域の防除基準を遵守されるため問題ありません。以上、申請番号８番の所有権移転の１件を調査しましたが、農地法第３条第２項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 （　なしの声　）

議長（１番）	ないようですのでお諮りいたします。 申請番号１番から８番の８件を決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
議長（１番）	異議なしということでありますので、議案第１８０号、申請番号１番から８番の８件は許可することに決定いたします。
	議案第１８１号：農地法第５条の規定による許可申請について
議長（１番）	次に議案第１８１号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、申請番号１番と２番の２件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１８１号、農地法第５条第１項の規定による許可申請は、申請番号１番と２番の２件であります。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請２件は７ページにあります農地法第５条第２項第１号・第２号・第３号・第４号・第５号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議をよろしくお願いします。以上でございます。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 ただいまの説明に対しまして、６番委員より申請番号１番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。
６番委員	議案第１８１号、農地法第５条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号１番の所有権移転に関する１件でございます。１番につきましては、受会社は建設工事機械及び車両のレンタル業を営んでおり、以前から駐車場として利用してきたが、事業承継にあたり転用許可が必要なことがわかり始末書添付で申請されたものです。申請地図面の１ページから４ページをお開きください。申請地の周囲に農地はなく、雨水については自然浸透で問題なく、土砂流出等の影響はないと思われます。以上、申請番号１番の１件について調査しましたが、農地法第５条第２項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしくお願いします。

議長（１番）	次に２番について、１９番委員より説明をお願いします。
１９番委員	議案第１８１号、農地法第５条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号２番の所有権移転に関する１件でございます。２番につきましては、申請地は耕作不便で植林に至っており、渡人は市外在住で管理できないため、今後は林業を経営する受会社が山林として管理したく、始末書添付で申請されたものです。申請地図面の５ページから８ページをお開きください。申請地の周囲に農地はなく、雨水についても自然浸透で問題ないため、土砂流出等の影響はないと思われます。以上、申請番号２番の１件について調査しましたが、農地法第５条第２項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしくお願いします。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 これより質疑入ります。質疑はありませんか。 （　なしの声　）
議長（１番）	ないようですのでお諮りいたします。 申請番号１番と２番の２件を決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
議長（１番）	異議なしということでありますので、議案第１８１号、申請番号１番と２番の２件は許可相当としますが、申請番号２番は、事業面積の合計が３０アールを超えますので、農地法第５条第３項の規定に基づき宮崎県常設審議委員会へ意見聴取を行います。また、１番の１件は意見を付して県へ副申いたします。
議長（１番）	**議案第１８２号：非農地証明願について** 次に議案第１８２号、非農地証明願いについて、申請番号１番の１件を議題といたしまして、審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１８２号、非農地証明願いについては、受付番号１番の１件でございます。非農地証明願いにつきま

事務局	しては、登記簿上の地目が農地である土地について、農地法第２条第１項にあります耕作の目的に供される農地の定義に該当しないために、農地以外の地目に変更するための証明願いになります。申請番号１番につきましては、昭和５１年７月５日施行「宮崎県証明書交付要領」にあります、非農地認定基準の「１０年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地」に該当する申請になっており、申請書類上におきまして問題ないと思われます。皆さんのご審議をお願いします。以上でございます。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 ただいまの説明に対しまして、１９番委員より申請番号１番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。
１９番委員	議案第１８２号、非農地証明願いについて、私の担当区域は申請番号１番の１件でございます。申請地図面の９ページから１２ページをご覧ください。現地調査を行ったところ１０年以上耕作が放棄されており、農地としての復旧が困難な土地であることを確認いたしました。以上、申請番号１番の１件について調査しましたが、証明書の発行は妥当であります。ご審議方よろしくお願いします。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 （　なしの声　）
議長（１番）	ないようですのでお諮りいたします。 申請番号１番の１件は、非農地とすることに決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
議長（１番）	異議なしということでありますので、議案第１８２号、申請番号１番の１件は非農地とすることに決定し、証明書を発行いたします。

	議案第１８３号：農用地利用集積等促進計画（貸借権設定：新規分）
議長（１番）	次に議案第１８３号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の新規分でありますが、６番委員に関する事案がありますので、農業員会等に関する法律第３１条第１項の規定により退室をお願いします。 暫時休憩します。 （　６番委員　退室　）
議長（１番）	休憩前に引き続き会議を開きます。 議案第１８３号、先に申請番号１０７番の１件の審議を行います。 まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１８３号、農地中間管理事業に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の新規分、申請番号１０７番の１件を先に説明いたします。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請１件は１０ページにあります農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第１号・第２号の承認要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議をよろしくお願いします。以上でございます。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 ただいまの説明に対しまして、１０番委員より申請番号１０７番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。
１０番委員	議案第１８３号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号１０７番の１件を説明します。この１件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いいたします。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 （　なしの声　）

議長（１番）	ないようですのでお諮りいたします。 申請番号１０７番の１件を決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
議長（１番）	異議なしということでありますので、議案第１８３号、申請番号１０７番の１件は許可することに決定いたします。 暫時休憩します。 （　６番委員　入室　）
議長（１番）	休憩前に引き続き会議を開きます。 次に、只今、審議決定をいただきました申請番号１０７番と、取り下げのありました申請番号２番、５番、９番から１４番、２５番、２９番、４１番、４２番、６２番の合計１４件を除く、申請番号１番から１５９番の１４５件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１８３号、農地中間管理事業に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の新規分は先ほどご審議いただきました申請番号１０７番と、取下げがありました申請番号２番、５番、９番から１４番、２５番、２９番、４１番、４２番、６２番の合計１４件を除く、申請番号１番から１５９番の１４５件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請１４５件は１０ページにあります、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第１号・第２号・第４号の承認要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議をよろしくお願いします。以上でございます。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 ただいまの説明に対しまして、１０番委員より申請番号１番から１５９番のうち１４件を除く１４５件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。
１０番委員	議案第１８３号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号１番から１５９番のうち１４件を除く１４５件を説明します。 この１４５件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件をすべて満た

１０番委員	しており、認定農業者及び地域計画に位置付けられた担い手への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いいたします。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 （　なしの声　）
議長（１番）	ないようですのでお諮りいたします。 申請番号１番から１５９番のうち１４件を除く１４５件を決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
議長（１番）	異議なしということでありますので、議案第１８３号、申請番号１番から１５９番のうち１４件を除く１４５件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。 暫時休憩します。 （　農業振興課　農政企画係　入室　）
議長（１番）	**議案第１８４号：串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について** 休憩前に引き続き会議を開きます。 議案第１８４号、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について、を議題といたします。 まず、担当課より提案理由の説明を求めます。
農業振興課 農政企画係	議案第１８４号、農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について、説明させていただきます。資料１をご覧ください。申請地は以前、甘藷を作付けしていましたが、周辺の山林及び原野化により鳥獣被害や日照不足等で作付けが困難となり、今後はスギ５００本を植林し山林として管理したいため、農振農用地区域内から除外するものです。また、食用甘藷の作付けを始めた当時、貯蔵庫等を確保したく場所の選定を行いましたが、駐車場や倉庫など一定の面積を確保できる土地がなかったため、申請地に農業用倉庫兼貯蔵庫を建築して

農業振興課 農政企画係	おり今後も継続して利用したいため、同じく除外をお願いするものです。１１ページをお開きください。付近の農地は西側と南側が農地であり、東側と北側が道となっております。雨水は自然浸透で隣接農地所有者からも了承を得ているため問題ありません。場所については、５ページから１０ページをご確認願います。説明は以上です。ご審議の程よろしくお願い致します。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございますが、ここで委員の皆さんから質疑があれば出して下さい。 （　なしの声　）
議長（１番）	ないようですので、ここで担当課の退室をお願いします。 暫時休憩します。 （　農業振興課　農政企画係　退室　）
議長（１番）	休憩前に引き続き会議を開きます。 それでは、議案第１８４号、農振農用地区域からの除外分の申請番号１の１件を審議いたします。 まず、事務局より補足説明をお願いします。
事務局	議案第１８４号、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について、農振農用地区域内からの除外分、受付番号１番の１件について説明します。今回の農振農用地区域内からの除外分については、農業振興地域の整備に関する法律第１３条第２号各号の要件を満たし、農業委員会を含む関係機関の意見聴取後、問題がなければ農振法１２条の公告をもって除外となり、農地法第４条第１項の規定による許可申請の提出を行うことになります。受付番号１番の１件の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地である「第２種農地」に区分されますので問題ないと思われます。以上でございます。
議長（１番）	それでは申請番号３番の１件について、３番委員より調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。
３番委員	議案第１８４号、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について、私の調査区域は申請番号１番の除外申請の１件でございます。この１件については、申請地は周囲の山林及び原野化のため、鳥獣被害や

３番委員	日照問題により農地として利用することが困難であることから、杉を植林し山林として管理したく申請されたものであります。また、申請地には農業用倉庫兼貯蔵庫及び駐車場を設置していたため、今回あわせて除外申請されたものです。申請地を確認したところ、申請地の西側と南側に農地が隣接していますが、申請地は隣接農地より低いため土砂流出等の影響はありません。雨水も自然浸透で問題ないため農業上の効率的かつ総合的な利用に支障はなく、農業振興地域の整備に関する法律第１３条第２項各号の要件を満たしているため、今回の除外は妥当であると考えます。以上、申請番号１番の１件を調査してまいりましたが、除外することに関しまして何も問題ありません。ご審議方よろしくお願い致します。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 ただいま３番委員より、農振農用地区内からの除外１件については、妥当であるとの意見が出されました。 他に意見はありませんか。 （　なしの声　）
議長（１番）	ないようですのでお諮りいたします。 議案第１８４号、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取について、農振農用地区内からの除外１件は妥当であると通知することに決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
議長（１番）	異議なしということでありますので、議案第１８４号、申請番号１番の除外１件は妥当であると市へ通知します。
議長（１番）	以上で議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。 これで第３０回農業委員会定例総会を終了いたします。

令和７年１１月２８日

１番（会長）　　原田　俊一

議事録署名委員

１１番　　安永　博行

２３番　　上村　眞司